十三年を超え十四年以下	年九厘五毛
十四年を超え十六年以下	年一分五毛
十六年を超え十七年以下	年一分一厘五毛
十七年を超え三十五年以下	年一分二厘

附　則

この告示の施行前に株式会社日本政策金融公庫が締結した貸付契約に係る貸付金についての貸付けの利率については、なお従前の例による。

○財務省・農林水産省告示第二十五号

農業信用保証保険法（昭和三十六年法律第二百四号）第五十九条第一項の規定に基づき、平成六年六月二十九日大蔵省・農林水産省告示第十七号（農業信用保証保険法第五十九条第一項の規定に基づき、同項の主務大臣の定める利息を定める件）の一部を次のように改正する。

平成二十五年八月十九日

財務大臣　麻生　太郎
農林水産大臣　林　芳正

「年二・五五パーセント」を「年二・四五パーセント」に改める。

附　則

この告示の施行前に成立している農業信用保証保険法第三章第一節の規定による保険関係については、なお従前の例による。

○財務省・農林水産省告示第二十六号

中小漁業融資保証法（昭和二十七年法律第三百四十六号）第六十九条第一項の規定に基づき、平成七年三月三十一日大蔵省・農林水産省告示第七号（中小漁業融資保証法第六十九条第一項の主務大臣が定める利息を定める件）の一部を次のように改正する。

平成二十五年八月十九日

財務大臣　麻生　太郎
農林水産大臣　林　芳正

「年二・五五パーセント」を「年二・四五パーセント」に改める。

附　則

この告示の施行前に成立している中小漁業融資保証法第三章第一節の規定による保険関係については、なお従前の例による。

○農林水産省告示第二千三百七十四号

農業近代化資金融通法（昭和三十六年法律第二百二号）第二条第三項第四号の規定に基づき、平成十四年六月二十一日農林水産省告示第千百八十二号（農業近代化資金融通法第二条第三項第四号の規定に基づき、同号の農林水産大臣が定める利率を定める件）の一部を次のように改正する。

平成二十五年八月十九日

農林水産大臣　林　芳正

「年一分二厘」を「年一分二厘」に改める。

附　則

この告示の施行前に貸し付けられた農業近代化資金についての農業近代化資金融通法第二条第三項第四号の農林水産大臣が定める利率については、なお従前の例による。

○農林水産省告示第二千三百七十五号

農業近代化資金融通法（昭和三十六年法律第二百二号）第三条第四項の規定に基づき、平成十四年六月二十一日農林水産省告示第千百八十三号（農業近代化資金融通法第三条第四項の規定に基づき、同項の農林水産大臣が定める利率を定める件）の一部を次のように改正する。

平成二十五年八月十九日

農林水産大臣　林　芳正

「年五毛」を「年一厘」に改める。

附　則

この告示の施行前に貸し付けられた農業近代化資金についての農業近代化資金融通法第三条第四項の農林水産大臣が定める利率については、なお従前の例による。

○農林水産省告示第二千三百七十六号

農業経営基盤強化促進法（昭和五十五年法律第六十五号）附則第十一項の規定に基づき、平成二十二年四月二十三日農林水産省告示第六百六十九号（農業経営基盤強化促進法附則第十一項の規定に基づき農林水産大臣が定める利率を定める件）の一部を次のように改正する。

平成二十五年八月十九日

農林水産大臣　林　芳正

「年一分二厘」を「年一分二厘」に改める。

附　則

この告示の施行前に貸し付けられた資金についての農業経営基盤強化促進法附則第十一項の農林水産大臣が定める利率については、なお従前の例による。

○農林水産省告示第二千三百七十七号

農業機械化促進法（昭和二十八年法律第二百五十二号）第八条の二第一項の規定に基づき、独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構から平成二十五年度において実施した型式検査に合格した農機具の型式等について次のとおり報告があったので、同条第二項の規定に基づき、公示する。

平成二十五年八月十九日

農林水産大臣　林　芳正

農機具の種類	型式名	合格番号	依頼者の名称
農機具の種類	農機具の型式名	合格番号	依頼者の名称
農用トラクター（乗用型）	AGCO A2.2	213008	AGCO Limited
用安全キャブ及び安全フレーム	〃	213009	インタートラクターサービス株式会社
	CCHPS−CAB−S	213010	ヤンマー株式会社
	ジョンディアCG602	213011	〃
	ジョンディアCG067	213012	〃
	ジョンディアCG068		

検査成績の概要

検査成績の概要については、農林水産省生産局農産部技術普及課、地方農政局、内閣府沖縄総合事務局及び独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構において閲覧に供するとともに、農林水産省ホームページ（URL：http://www.maff.go.jp）に掲載する。

○東北地方整備局告示第百七十五号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。）第二十条の規定に基づき事業の認定をしたので、法第二十六条第一項の規定により次のとおり告示する。

なお、起業地の一部について収用の手続が保留されているので、法第三十三条の規定に基づきあわせて告示する。

平成二十五年八月十九日

東北地方整備局長　小池　圖

第1　起業者の名称　岩手県

第2　事業の種類　鵜住居地区海岸片岸地先海岸改修工事並びに二級河川鵜住居川水系鵜住居川改修工事（鵜住居川水門）（岩手県釜石市片岸町第8地割地内から同市鵜住居町第18地割地内まで）及びこれに伴う市道付替工事

第3　起業地

1　収用の部分　岩手県釜石市片岸町第6地割、片岸町第7地割、片岸町第8地割、鵜住居町第18地割及び鵜住居町第20地割地内

2　使用の部分　なし

第4　事業の認定をした理由

申請に係る事業は、以下のとおり、法第20条各号の要件をすべて充足すると判断されるため、事業の認定をしたものである。

1　法第20条第1号の要件への適合性

申請に係る事業は、岩手県釜石市片岸町第8地割地内から同市鵜住居町第18地割地内までの延長1,150mの区間（以下「本件区間」という。）における「鵜住居地区海岸片岸地先海岸改修工事並びに二級河川鵜住居川水系鵜住居川改修工事（鵜住居川水門）」（以下「本件河川事業」という。）は、河川法（昭和39年法律第167号）第3条第1項に規定する河川のうち、二級河川に関する事業であり、法第3条第1項に規定する海岸保全区域内にある海岸保全施設に関する事業であり、法第3条第10の2号に掲げる海岸法による海岸保全施設に関する事業に該当し、「二級河川鵜住居川水系鵜住居川改修工事（鵜住居川水門）」（以下「本件河川事業」という。）は、河川法（昭和39年法律第167号）第3条第1項に規定する河川のうち、二級河川に関する事業であり、法第3条第2号に掲げる河川法が適用される河川に関する事業に該当する。また、本件河川事業の施行により遮断される市道の従来の機能を維持するための付替工事は、道路法（昭和27年法律第180号）第3条第4号に掲げる市町村道に関する事業であり、法第3条第1号に掲げる道路法による道路に関する事業に該当する。

したがって、本件事業は、法第20条第1号の要件を充足すると判断される。